

介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム宇治愛の郷
重要事項説明書

社会福祉法人京都愛心会

事業所 特別養護老人ホーム宇治愛の郷

事業者 社会福祉法人京都愛心会

〈令和4年4月1日現在〉

1. 設置者

法人の名称	社会福祉法人京都愛心会
法人の所在地	京都府宇治市槇島町石橋 151 番 1
電話番号	0774-21-0005
代表者氏名	理事長 増田 道彦
設立年月	平成 25 年 10 月

2. 事業所の概要

(1) ご利用施設

施設名称	特別養護老人ホーム 宇治愛の郷
事業の種類	介護老人福祉施設
介護保険指定番号	2671200927
施設の所在地	京都府宇治市槇島町石橋 151 番 1
電話番号	0774-21-0005
ファクシミリ番号	0774-21-0025
電子メール	kyotoaishinkai@uji-ainosato.jp
ホームページ	https://www.uji-ainosato.jp/

(2) 主な職員の人員

職種	員数	職務内容
管理者	1 (兼務)	職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に対する必要な指揮命令業務
嘱託医師 (非常勤)	1 以上 (兼務)	入所者の健康管理及び療養上の指揮命令業務
事務職員	3 以上 (兼務)	事務処理全般の業務
生活相談員	1 以上 (常勤換算方法で1以上)	入所者の生活指導及び利用申し込みに係る調整業務
介護支援専門員	1 以上 (常勤換算方法で1以上)	施設サービス計画の作成及び他の職員との継続的な連絡等を通じ、施設サービス計画の実施状況の把握

看護職員又は 介護職員	常勤換算方法で34以上 (1以上は常勤兼務) ※常に1以上の介護職員が 確保されるように配置	入所者の日常生活の介護、指導、援助業 務
看護職員	常勤換算方法で3以上 (1以上は常勤兼務) (機能訓練指導員を兼務1)	入所者の看護や健康相談の業務
機能訓練指導員	1 (看護職員を常勤兼務)	入所者の心身機能の低下の予防に関す る業務
管理栄養士	1以上(兼務)	献立の作成、入所者の栄養指導及び給 食業務
調理職員	3以上(兼務)	給食調理に関する業務

(3) 主な居室及び施設の概要

定員 長期90名、短期10名

居室 全室個室

リビング 各ユニットに1か所

トイレ 各ユニットに3か所

医務室 1室

浴室 各ユニットに一般浴室

特殊浴槽 1室

3. 事業の目的

- (1) 老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、常時介護を必要とする要介護高齢者に対して介護等の生活援助を行い、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目指し、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。
- (2) 前項の目的達成のため、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、保健医療・福祉関係者や行政機関等との密接な連携に努めるものとする。
- (3) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスを提供するように努めます。

4. 施設サービス内容

① 施設サービス計画の作成

利用者の希望、利用者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、利用者、家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での施設サービス計画の原案を作成します。

② 食事

管理栄養士の立てる献立表により、利用者の身体状況に配慮した食事を提供いたします。食事は出来るだけ離床してリビング等、ご希望の場所で次の時間に召し上がって頂けるよう配慮しています。

朝食 7：30～ 9：00

昼食 11：30～13：00

夕食 18：00～19：30

③ 入浴

入浴は利用者の方の状態に応じて、一般浴・特殊浴を週に2回入浴していただけます。入浴できない方は、清拭を行います。

④ 介護

利用者の身体状況に応じ、次の介護を行います。

排泄、入浴、移乗、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、衣類の着脱、施設内の移動の付き添い等を行います。

⑤ 機能訓練

利用者様の機能維持、日常生活動作の自立・改善を目的として行います。楽しく広がりのある生活を送って頂けるよう努めます。

⑥ 口腔ケア

毎食後及び就寝前に口腔ケアを行い、口腔内の保清維持管理に努めます。

⑦ 生活相談

生活相談員が介護以外の日常生活に関することも含めご相談を伺います。

⑧ 健康管理

常勤の看護職員が、血圧測定や問診等の体調管理を行います。

嘱託医師により、定期的に健康管理を行います。

⑨ その他自立への支援

入浴・排泄・食事摂取動作等生活全般において身体能力を最大限活用した援助を行います。

利用者本人・ご家族からの意向を取り入れた介護を行います。

寝たきり防止のため、できる限り離床します。

5. 利用料金

(1) サービス利用料金（1日当たり）

サービス利用料金は、介護給付費体系の変更があった場合変更いたします。サービス利用料金は別紙に掲げる利用料金表によって、利用者様の要介護度に応じた利用料金に、各種加算額を加えた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。

(2) その他の料金

① 特別食（嗜好品）

利用者の希望に基づいて特別な食事を提供します。

- 1、ご本人の希望により外部に注文した食事の費用は別途実費相当分負担いただきます

② 理美容代

理美容業者の出張による理美容サービスをご利用いただきます。
業者に支払う実費相当分

③ 日常生活費出納管理及び行政手続代行に係る費用

毎月 1,500 円

④ 日常生活上、通常必要であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費相当分

⑤ クラブ活動・行事・レクリエーション

材料費等の実費相当分

⑥ 電気使用料

介護、医療に関する電機製品以外を自室で使用される場合にかかる費用
1 コンセント 1 日 / 50 円

⑦ コピー代

利用者及びその家族等からの依頼により複写物を必要とする場合には実費をいただきます。

1 枚につき / 10 円

(3) 利用料のお支払いについて

利用された月の翌月 26 日（土日・祝祭日の場合は 26 日以降の直近金融機関営業日）に、金融機関口座より自動引き落としにてお支払いいただきます。自動引き落としができない場合は、現金にてお支払いいただきます。

6. 退所の手続き

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。退所について、次の事をご了承下さい。

- ① 死亡退所の場合は、ご遺体は原則としてご家族または代理人の方に引き取っていただきます。
- ② 要介護区分が、介護認定審査会において非該当（自立）または要支援と認定された場合は、所定の期間の経過をもって退所していただきます。
また、要介護1または要介護2と認定された場合も退所していただく場合があります。
- ③ サービス利用料金の支払いを6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日間以内に支払われない場合、または利用者やご家族等が、当施設や職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合があります。
- ④ 病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合は、契約を終了させていただく場合があります。なお、この場合、退院後に再度入所を希望される場合はお申し出下さい。
- ⑤ やむを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合は、契約を終了し退所していただく場合があります。この場合は、契約終了30日前までに文書で通知します。
- ⑥ 退所が決定されますと、代理人の方にご本人からお預かりしている金品等をお渡しいたします。

7. 苦情処理

利用者及びその家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、苦情窓口を設置し、必要な措置を講ずることとします。（当施設お客様相談・苦情担当）

担 当：相談・苦情係 生活相談員
川上 洋司 菊池 知佳
電 話：0774-21-0005

（公的機関の相談・苦情窓口）
宇治市役所 介護保険課
電話：0774-20-8731（直通）

京都市伏見区役所 福祉介護課 介護保険担当

電話：075-611-1101（代表）

宇治総合庁舎

電話：0774-21-2101（代表）

京都府国民健康保険団体連合会

電話：075－354－9099

8. 緊急時の対応

利用者に関心上の異変が生じた場合には、家族等に連絡するとともに、主治医又は協力病院へ連絡するなど速やかに必要な措置を講ずることとします。

9. 事故発生時の対応

利用者に対する事故が発生した場合には、速やかに家族等に連絡するとともに、関係市町村及び担当の主治医へ連絡するなど速やかな措置を講ずることとします。

10. 賠償責任について

サービス提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、利用者及び家族の生命や身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者及びそのご家族に対して損害を賠償することとします。

11. 感染症対策について

施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症予防マニュアルに基づき必要な措置を講ずることとします。

12. 床ずれ防止について

床ずれが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止する為必要な措置を講ずることとします。

13. 身体拘束の制限について

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為をおこないません。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合であっても、ご家族等の同意を頂き、その態様及び時間その際の利用者の心身の状況、理由を記録するものとします。

14. 個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護支援専門員関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに勤めます。
- (2) 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

15.施設利用に当たっての留意事項

- (1) 共同生活に秩序を持ち、相互の親睦に努めるものとし、他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしてはなりません。
- (2) 施設の清潔、環境衛生の保持の為に施設に協力しなければなりません。
- (3) 指定した場所以外での火気の取り扱い、施設、設備の破損、その他施設の秩序を乱し、又は安全衛生を害する行為を行ってはなりません。
- (4) 外出・外泊は、予めその旨を職員に申し出てください。
- (5) 入院期間中、居室を短期入所生活介護事業に使用する場合は、利用者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的に行います。この場合は、別紙の所定の居住費はいただきません。但し、短期入所生活介護事業で使用しない場合は、別紙の所定の居住費をいただきます。

16.協力医療機関

医療機関の名称	医療法人徳洲会 宇治徳洲会病院
所在地	京都府宇治市槇島町石橋 145 番地
電話番号	0 7 7 4 - 2 0 - 1 1 1 1

17.非常災害対策

非常災害に備えて、自然災害、火災、その他防災対策について具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施します。

災害時の対応	宇治愛の郷の防災計画に基づき、利用者を安全な場所へ適確に避難誘導する。
防災設備	消火器、スプリンクラー設備、屋内消火栓、自動火災報告設備 ガス漏れ火災警報機、非常警報設備、誘導灯
防災訓練	年 2 回実施
防火責任者	山本 勝弘

同意書

サービスの開始にあたり、利用者又はその家族に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

年 月 日

〈事業者名〉 特別養護老人ホーム 宇治愛の郷
〈住所〉 京都府宇治市槇島町石橋 151 番 1
〈説明者名〉 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の交付及び説明を受け、その内容を十分理解し、事業者の定める利用料の支払いに関して同意します。

年 月 日

契約者 住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行者 住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行理由 契約者の身体状況により自筆が困難なため

その他 _____

契約者との関係 _____

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印

契約者との関係 _____

法定代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

看取りに関する指針

特別養護老人ホーム 宇治愛の郷

1, 看取りに対する考え方

施設での看取りとは、医学的に回復の見込みがなく、近い将来、死が避けられないとされた方に対し、身体的苦痛や精神的苦痛を緩和・軽減するとともに、人生の最期まで尊厳ある生活を支援することです。

ご入所者ご本人が回復不能な状態に陥った時に、最期をどこで過ごし、どのような治療を受けるかについては、ご本人の意思並びにご家族の意向をお伺いします。最期の時を施設で過ごしたいと希望された場合は、可能な限りそのご意思を尊重し、施設スタッフ協働体制のもとで最期までよりよい支援を行います。

また、看取り介護実施中に病院への転送や在宅等に戻られるご入所者においても、転送先の医療機関等への引き継ぎ等、ご入所者およびご家族への継続的な支援を行います。

2, 看取り体制

(1) 看取り介護体制の開始と経過

① 意思の事前確認

入所時に当施設の「看取りに関する指針」を説明し、あわせて当施設の「延命に関する意思確認書」と、協力機関である宇治徳洲会病院に搬送された時にどのような治療を望むかを書いた宇治久世医師会共通の、わたしの想い（事前指示書）を提出していただきます。意思（考え）が変われば変更することが出来ます。

② 終末期（看取り介護期）とは

医学的に回復の見込みがなく、かつ医療機関での対応の必要性が薄いと判断された時が、看取り介護期となります。

③ 説明と同意

終末期と判断された場合、施設での看取り介護を受けるか、医療機関に入院するか、ご本人、ご家族と相談します。施設での看取りをする場合は、施設での看取り体制を説明し、「看取り介護についての同意書」を書いていただきます。

④ 看取り介護計画

看取り介護においてそのケアに携わる管理者、医師、看護師、介護職員、生活相談員、介護支援専門員、管理栄養士など、及びご家族を交えたサービス担当者会議を開いて「看取り介護計画書」を作成し、ご

入所者やご家族への説明を行い、同意を得て看取り介護を適切に行います。なお、必要に応じて適宜、計画内容を見直し、変更します。

⑤ カンファレンス

病状に応じて適宜カンファレンスを行い、ご家族への状況説明をするほか、看取り介護が適切に行われるよう、計画内容の確認、見直し等を行います。

(2) 医師・看護職員の体制

①非常勤の配置医師及び、協力病院である宇治徳洲会病院との情報共有により、看取り介護の連携に努めます。

②看護職員は夜間不在になりますが24時間連絡体制を取って、医師や、他のスタッフと連携に努めます。

(3) 施設でできる医療行為

原則として血圧などのバイタルサインの確認、服薬管理、排尿・排便のコントロール、創傷処置、喀痰吸引、最小限の酸素吸入や点滴輸液等ですが、状態や期間により病院へお願いしなければならない時もあります。

(4) 施設整備

尊厳ある安らかな最期を迎えるため、かつご家族の面会、付きそい等の協力体制を支援するために、お部屋の環境整備に努めます。ご家族がお泊まりを希望される場合、お部屋に家族宿泊用の簡易ベッドを設置したり、別室（家族宿泊室）をご用意することも出来ます。

3. 看取り介護実施とその内容

(1) 職種ごとの役割

- ① 施設長 看取り介護の総括
- ② 医師 看取り介護期の診断。ご家族への説明。緊急時、夜間等の対応と指示。協力病院との連絡調整。死亡確認。死亡診断書の作成。
- ③ 看護職員 医師、協力医療機関との連携。多職種協働のチームケアの確立（介護職員へのサポート）。疼痛緩和等、安楽の援助。急変時の対応。ご家族への説明と不安への対応。エンゼルケア。
- ④ 介護職員 看護職員と連携し（チームケアの確立）、食事・排泄ケア・清潔保持の提供。食事、水分量の把握。身体的、精神的緩和ケアと、安楽な体位の工夫。コミュニケーションを十分にはかる。状態観察と経過記録作成。エンゼルケア。
- ⑤ 管理栄養士 ご入所者の状態と、嗜好にあわせた食事の提供。食事、水分

量の把握。

⑥ 生活相談員・介護支援専門員

継続的なご支援（連絡、説明、相談、調整）多職種連携による看取り介護計画の作成。夜間及び緊急時のマニュアルの周知。死後のケアとしてのご家族支援。

⑦ その他 全ての職種が必要に応じて適宜カンファレンスに参加するものとします。

(2) 看取り介護体制

①必要に応じた特別勤務体制による対応

②緊急時におけるご家族への連絡体制

③自宅または、病院搬送時の施設サービス体制の整備及び確認

(3) 看取り介護実施内容

①栄養と水分

多職種が協働し、食事、水分摂取量、浮腫、尿量、排便量、体重等の管理を行うとともに、身体状況や嗜好に応じた食事の提供に努めます。

②清潔

身体状況に応じて可能な限り入浴や清拭を行い、清潔保持と感染予防に努めます。

③苦痛の緩和

身体面では、身体の状態に応じた安楽な体位や、疼痛緩和について細やかなケアを行います。精神面では、手を握る、そばに寄り添う、言葉をかける、マッサージなど安心できるケアの工夫をします

④ご家族への援助

変化していく身体的状況や介護内容については、面会時やカンファレンス時等に医師、看護職員等から説明を行い、ご家族の意向に沿った適切な対応を行います。

⑤死亡時の援助

医師による死亡確認後、エンゼルケアを行います。お別れやお見送りは、ご家族と介護に携わった職員で行い、親しくしていた入所者等が立ち会うことも考慮します。また、必要に応じて葬儀社への連絡、お荷物の整理、遺留金品のお引き渡し等の支援をします。

(4) 記録

看取り介護実施にあたっては、次のような記録を整備します。

- ①看取り介護同意書。②医師指示。③看取り介護計画書。④経過観察記録。
- ⑤カンファレンスの記録（看取り介護終了後のカンファレンスも含む）。

⑥臨終時の記録。

4、職員教育・研修

自施設の看取りの介護指針を共有すると共に、死生観や看取り介護に必要な知識と体制について次のような内容の教育、研修を行います。

①自施設の看取り介護指針。②死生観教育、死へのアプローチ。③看取り期に起こりうる機能的、精神的変化への対応。④看取り介護のケアプランとチームケア。⑤夜間、緊急時の対応。⑥エンゼルケアについて。⑦ご家族への支援のあり方等。

5、医療機関や在宅への搬送の場合

ご家族の同意を得て、医療機関にこれまでの経過を十分に説明し、情報提供を行うなど、継続的な支援を行います。